わかりやすい
水道事業会計

令和7年度　決算のポイント解説





東近江市水道事業
マスコットキャラクター
”スズリン”



東近江市

はじめに

東近江市の水道事業会計は、「地方公営企業法」という法律に基づき、公営企業として運営しています。

これは、自治体が行う事業のうち、特に公共性が高く、かつ経済性を重視する必要がある事業に適用される制度で、経営の透明性や効率性を高めることを目的としています。

この制度により、東近江市の水道事業は、一般会計（税金）からの支援ではなく、市民の皆様からいただく「水道料金」の収入を主な財源として、自立した経営を行う「独立採算制」を採用しています。

つまり、水道をご使用いただいた分の料金で運営をまかない、将来にわたって持続可能なサービスを提供できるよう工夫しながら、地域の大切なライフラインである水道を支えています。

また、水道事業では毎年1回、4月から翌年3月までの1年間にわたる経営成績（どのような収入・支出があったか）や、財政状況（どれだけの資産・負債があるか）を整理・報告するため、決算書を作成しています。

この決算書は、事業の透明性を高めるための大切な資料です。

ただし、会計や財務に関する内容が中心となるため、専門的な用語などが多く、馴染みのない方にとっては、内容を理解するのが難しい場合もあります。

そこで本書では、東近江市水道事業会計の基本的知識や決算状況について、できるだけわかりやすく、図や説明を交えてご紹介します。

市民の皆様にとって、水道がどのように支えられているのかを少しでも身近に感じていただき、興味をもっていただけるきっかけとなれば幸いです。

もくじ

会計のしくみ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

収益的収支と資本的収支のつながり　・・・・・・・・・　6

令和7年度決算はどうだった？？　・・・・・・・・・・・・・・　7

令和7年度決算から見る「収益的収支」　・・・・・・・・・・　8

令和7年度決算から見る「資本的収支」　・・・・・・・・・・　9

減価償却費と長期前受金戻入ってなに？　・・・・・・・　10

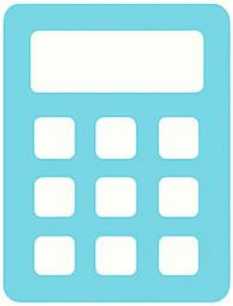
今後の経営について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

01 会計のしくみ

水道事業の経営は地方公営企業法という法律に基づき、**独立採算制**を採用しています。

この方法は、税金からの支援ではなく、市民の皆様からいただく「水道料金」の収入を主な財源として、自立した経営を行うものです。

水道事業会計の仕組みは次の3つに分かれています。



収益的収支

＜毎日の事業を運営するための取引＞

＋ 収入：水道料金など

－ 支出：電気代、薬品代、修繕費など



資本的収支

＜施設の更新などのための取引＞

＋ 収入：企業債、補助金など

－ 支出：工事請負費、企業債償還金など



利益などを積み立て

不足分を補てん

留保資金

＜将来施設を更新するための貯金＞

Point

収益的収支　「今の水道を安全に使えるようにするためのお金」
資本的収支　「将来も安全に水道を使えるようにするためのお金」
留 保 資 金　「将来も安全に水道を使えるようにするための貯金」

02 収益的収支と資本的収支のつながり

企業会計における取引(収支)には、「**収益的**」と「**資本的**」の2種類が存在します。

◆ 収益的収支

収益的収支とは、水道を毎日安全に使ってもらうための、**日常的な収入や費用**のことです。

費用は、水質の検査、漏水した時の管の修理、浄水場や配水池の電気代、人件費などです。

費用に対しての収入は、主に水道料金になります。

1年間の収入から支出を差し引いた金額がプラス(黒字)になると、利益を確保できたということになります。この利益は、積み立てて、**資本的収支での不足分に補てん**します。

水道の使用



漏水修繕



◆ 資本的収支

資本的収支とは、老朽化した水道管の取替や災害対策など、**将来に向けて施設(資産)の価値を高めるための工事や投資**に関わるお金のことです。

工事費は一度にたくさんの費用がかかるため、補助金や借入金(企業債)が主な収入です。

しかし、それらの収入だけでは支出をまかなうことができず、収支はマイナス(不足)となります。

不足分は、**収益的収支で確保し、積み立てた利益などで補てん**します。

管路の工事



災害対策



収益的収支でどれだけ利益を確保できるかが、資本的収支不足額への補てんに繋がります。

日々の収支がうまくいけば、将来の整備にも前向きに取り組むことができます。将来を見据えて、2つの収支をバランスよく整えていくことが、安定した水道サービスの供給に繋がります。

では、令和7年度の収支状況を見てみましょう。

03 令和7年度決算はどうだった？？

下の表は令和7年度の水道事業会計の決算内容です。

<table>
<tr><th>区分</th><th>決算額(税抜)</th><th>収支結果</th></tr>
<tr><td>収益的収入</td><td>20.9億円</td><td rowspan="2">純利益（収益的収入－収益的支出）
＝ 1.8億円（留保資金（貯金））</td></tr>
<tr><td>収益的支出</td><td>19.1億円</td></tr>
<tr><td>資本的収入</td><td>4.4億円</td><td rowspan="2">不足額（資本的収入－資本的支出）
＝ 10.2億円</td></tr>
<tr><td>資本的支出</td><td>14.6億円</td></tr>
</table>

収益的収入（毎日の経営のための収入）は20.9億円、収益的支出（毎日の事業運営のための支出）は19.1億円でした。差引きすると**1.8億円のプラス（黒字）**でした。この分は留保資金（貯金）として積み立てられます。

資本的収入（長期間使うもののための収入）は4.4億円、資本的支出（長期間使うものに必要な支出）は14.6億円でした。差引きすると**10.2億円のマイナス（不足）**でした。この不足分は留保資金（過去からの純利益積立の一部、令和6年度以前からの損益勘定留保資金（→P11）の一部など）で補てんしています。

Point

- 「毎日の経営」は黒字でまわせています。
- 「未来のための整備」にはお金がかかりましたが、貯金で対応できています。

では、もう少し細かく見てみましょう。

04 令和7年度決算から見る「収益的収支」

収入：20.9億円（税抜）

水道料金	長期前受金戻入	徴収事務負担金	その他
17.8億円 85%	1.4億円 7%	0.7億円 3%	1億円 5%

収入の大半は、市民のみなさんからいただく「水道料金」となっています。
2番目に多い「長期前受金戻入」とは、水道管を通した時にもらった補助金を、施設を使える年数で分けた1年あたりの収入のことです。3番目に多い「徴収事務負担金」は、下水道使用料を徴収する事務委託に関する収入のことです。

支出：19.1億円（税抜）

受水費	施設維持管理費	減価償却費等	その他
6.9億円 36%	6.2億円 32%	5.6億円 29%	0.4億円 3%

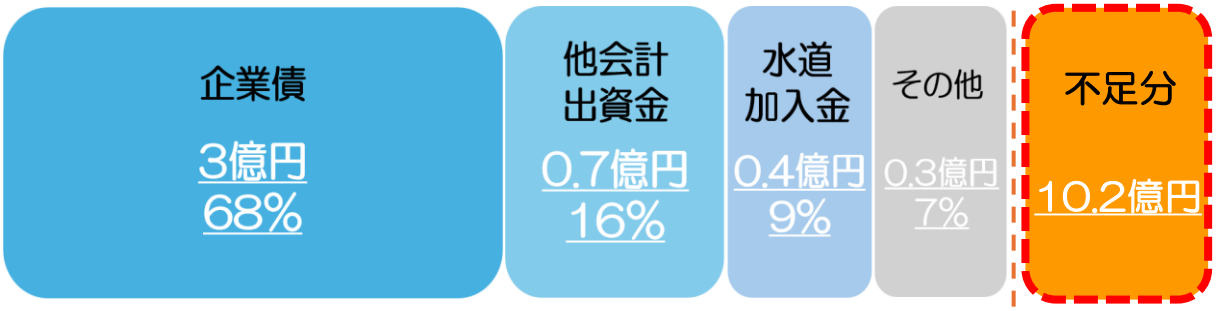
純利益 1.8億円

支出の約4割は「受水費」で、滋賀県から一部水道水をもらうためのお金です。2番目に多い「施設維持管理費」は、水道を安全に使うために、専門業者に施設の点検をしてもらうためのお金や、施設を動かすための電気代や修理代のことです。3番目に多い「減価償却費等」は、施設を建てるのにかかったお金を、施設を使える年数で分けて毎年費用として計上する「減価償却費」（5.5億円）と、施設を撤去・廃止した際に計上する「資産減耗費」（0.1億円）を合わせた費用です。

収入－支出＝1.8億円の純利益が発生し、留保資金に貯金することができました。

05 令和7年度決算から見る「資本的収支」

収入：4.4億円（税抜）



収入の大半を「企業債」が占めています。「企業債」とは、水道工事などをするのに国や銀行から借りるお金です。2番目に多い「他会計出資金」とは、水道工事などをするのに他の収入では足りない分を一般会計に負担してもらっているお金です。3番目に多い「水道加入金」は、新たに水道を使用される世帯に、水道管などの維持管理のためにいただくお金です。

支出：14.6億円（税抜）



支出の大半は「水道工事関係」です。水道管の交換工事や、交換するための設計業務がありました。その次に多いのは「企業債償還金」です。これは収入であった「企業債」を、毎年少しずつ返済している費用です。

不足分の10.2億円（税込額11.3億円）は、令和6年度までに積み立てた留保資金の一部と令和7年度に生じた留保資金の一部で補てんしました。

06 減価償却費と長期前受金戻入ってなに？

企業会計では、施設を整備した年だけで費用や収益を考えるのではなく、施設を使用する期間に分けて計上する考え方を採用しています。
「**減価償却費**」と「**長期前受金戻入**」はその考え方に該当します。

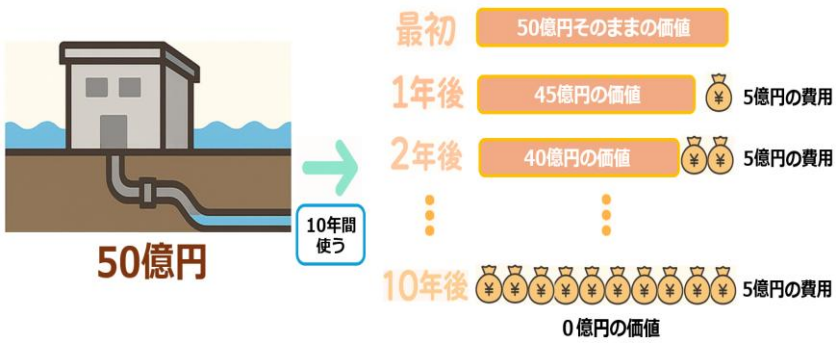
①　減価償却費

施設は建設してから何十年もかけて使いますが、費用は建設した時にまとめて支払います。
「減価償却費」とは、施設を建てた時にかかったお金を、使える年数に分けて、毎年少しずつ使うことにするルールです。

たとえば、50億円かけて作った施設を10年使うなら、毎年5億円ずつ費用として計上するという考え方です。

この費用は「会計上の費用」としているだけで、お金が出ていくわけではありません。

けれど、将来の修理などを考えて、帳簿にしっかり記録し、その資産の価値を把握します。



※施設を撤去した場合は、残っている資産の価値を「資産減耗費」として費用計上します。この資料では、減価償却費と併せて「減価償却費等」と表示しています。

②　長期前受金戻入

施設を建設するときに、国や県から建設するための補助金をもらうことがあります。

補助金はまとめてもらいますが、作った施設は何十年と長く使うものだから、もらったお金を、施設を使う年数に分けて、少しずつ収益として戻していくルールがあります。

これを「長期前受金戻入」と言います。

たとえば、10億円のお金をもらって10年間使う施設を作った場合、1年ごとに年分の収益」として計上していきます。

この収益は「会計上の収益」としているだけで、お金が入ってくるわけではありません。けれど、帳簿上で施設整備に対する財源の状況をしっかり把握するための、大切な考え方です。



減価償却費	長期前受金戻入
会計上は費用だけれど **実際には減っていないお金**	会計上は収入だけれど **実際は増えていないお金**

どちらも実際に**「お金は動いていない」**のです

③　損益勘定留保資金

①減価償却費も、②長期前受金戻入も会計上の仕組みであり、お金は動いておらず留まっています。この資金を「損益勘定留保資金」と言います。

①減価償却費と②長期前受金戻入の話で例えると、①では1年間で5億円の費用計上ですが、実際にお金は減っていませんので、5億円は残っていることになります。②では1年間で1億円の収益計上ですが、実際にお金は増えていませんので、1億円は差引きます。

整理すると、実際は「5億円－1億円＝4億円」が残っていることになり、これがすなわち損益勘定留保資金です。

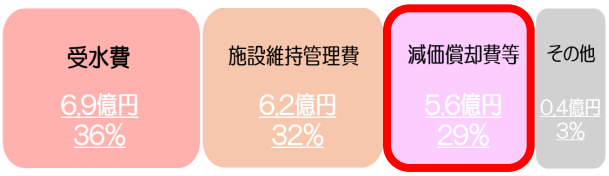
この資金は、純利益と同じく留保資金（貯金）となり、資本的収支不足額の補てん財源となります。



◆ 令和７年度分　損益勘定留保資金 ◆

減価償却費等 5.6億円 － 長期前受金戻入 1.4億円

＝ **損益勘定留保資金　4.2億円**



この4.2億円は、翌年度以降の資本的収支不足分に充当します。

Point

- 減価償却費：施設を建てたときのお金を使う年数に分けて、毎年の費用にする仕組み
- 長期前受金戻入：国や県からもらうお金を使う年数に分けて、毎年の収益にする仕組み
- 損益勘定留保資金：減価償却費 － 長期前受金戻入で計算。実際にお金が動いておらず、会計上残っている資金であり、資本的収支不足額を補てんする留保資金の１つ。

07 今後の経営について

課題

①水道管の老朽化が進行している
②老朽化した管路の更新費用が増加している
③人口減少により水道料金収入が減少する可能性がある

↓

対策

①計画に基づいた効率的な管路更新を行う
②補助金等、管路更新のための財源確保

令和7年度決算としては、純利益を計上することができました。

しかしながら、今後ますます水道管の老朽化に伴う更新工事が増加し、支出も増加します。さらに、今後の人口減少により、水道料金の収入が減少することも予測され、純利益や補てん財源の減少につながります。

今後も安定した経営を行っていくために、経営状況の把握・分析と計画に基づいた管路更新の両方を意識しながら、収支のバランスをとる必要があります。

補助金や企業債など、更新のための財源も活用しながら、持続可能な水道事業の運営を図っていきます。